

# 競争的資金の間接経費の使用に関する方針

2019年12月24日

## 1. 趣旨

この方針は、名古屋電機工業株式会社（以下、「当社」という。）が競争的資金で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改正）（以下、「共通指針」という。）に基づき、当該経費に係る間接経費の額、使途及び執行方法等について定める。

## 2. 定義

- (1) 「配分機関」とは競争的資金の制度を運営し、競争的資金を当社に配分する機関である。
- (2) 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した当社が使用する経費である。
- (3) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う当社の管理等に必要な経費として当社が使用する経費である。

## 3. 間接経費の額

間接経費の額は、配分機関が直接経費に対する間接経費の比率として定めた一定比率を直接経費に乗じた額とする。

## 4. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、当社全体の研究機能の向上に活用するための管理及び研究に係る経費（人件費、施設整備関連経費等）として使用する。

## 5. 間接経費の執行

間接経費の執行は、共通指針及び本方針の主な使途を参考として、当社が別途定める「職務権限規程」に基づき、適正に行うものとする。

## 6. 報告

代表取締役社長の責任の下で、研究を行う部門は、証拠書類を適切に保管した上、取締役（事務代表者）の承認を経て、定められた期日までに、所定の様式により配分機関に報告を行う。